

奈良市 PTA 安全会のしおり

奈良市 PTA 連合会安全会

奈良市 PTA 連合会安全会規約

(名称および事務所)

第 1 条 本会は、奈良市 PTA 連合会規約第 2 条に基いて設置し、奈良市 PTA 連合会安全会（以下 PTA 安全会という）と称し、事務所を奈良市 PTA 連合会事務局内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、PTA 活動の推進と円滑な実施をはかるために、PTA 活動中の障害補償に関する対策を講ずることを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) PTA 安全会運営についての審議および運営事務

(2) 傷害保険金、死亡後遺障害保険金の給付、および賠償責任の保障、その他この会の目的の達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 本会は、奈良市 PTA 連合会に加入する PTA を単位とするが、会員は、本会を構成する単位 PTA の会員をいう。

(会費)

第 5 条 会費は年間一世帯 70 円とする。

(役員と理事)

第 6 条 本会には、役員と理事をおくが、役員と理事は市 PTA 連合会の役員と理事会の構成員が兼務する。

(会議)

第 7 条 本会を運営するために、役員会・理事会をおく。

1. 役員会 役員会は、理事会に提出する議案の整理と、理事会の決議に基づき、本会の運営にあたる。

2. 理事会 理事会は、本会の運営活動の推進について審議し、必要事項を決議する。

(会計)

第 8 条 本会の経費は会費とその他の収入をあて、会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 9 条 本会には、必要に応じて、事務局員をおくことができる。

(補則)

第 10 条 本会の運営上、必要に応じて、細則を定めることができる。

付 則 この規約は、昭和 52 年 6 月 1 日から実施。

平成 11 年 6 月 11 日一部改正。

平成 15 年 6 月 20 日一部改正。

奈良市 PTA 連合会安全会の保険の概要

この保険は、PTA が主催・共催及する行事活動中において、被保険者（保険の補償を受ける者）が不慮の傷害を被った時に支払われる「傷害保険」と、主催者側の手落ちにより、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を破損したことに基づき損害賠償責任を負担しなければならない時の「賠償責任保険」の 2 つから成り立っています。

「PTA 団体傷害保険」における非保険者とは…

- ①保険証券記載の被保険者（以下 PTA 会員という）とその学校園に通っている園児・児童・生徒…PTA 会員は P 会員（園児・児童・生徒の両親）と T 会員
- ②PTA 会員の同居の家族
- ③PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者。

1. 傷害保険

(1) 保険責任の範囲

被保険者が、自己の所属する PTA またはその単位 PTA に所属し、もしくは構成員となっている奈良市 PTA 連合会の管理下において PTA 行事（行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含む。）に参加している間に被った傷害について担保する。

ただし、園児・児童・生徒の場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害は対象になりません。

(注) ①PTA の管理下とは、PTA の指揮・監督及び指導下をいう。

②PTA 行事とは、日本国内において PTA が企画・立案し主催するまたは共催する行事で PTA 総会、運営委員会など PTA 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいう。

(2) 対象となる事故

傷害とは、いわゆる急激かつ偶然な外来によるケガのほか細菌性食中毒、熱中症、溺死、ガス中毒、創傷性伝染病。（破傷風を含む）

(3) 保険金額

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①死亡補償 | : 120 万円 |
| ②後遺障害補償 | : 120 万円～3.6 万円 |
| ③入院補償（1 日目から） | : 1700 円 |

（ただし、事故の日から 180 日が経過した後の期間に対しては、入院保険金は支払われない。）

手術補償（入院中） : 1.7 万円

手術補償（入院中以外） : 8500 円

- | | |
|-----------------|----------|
| ④通院補償日額（1 日目から） | : 1000 円 |
|-----------------|----------|

（ただし、事故日を含めて 180 日以内の通院のうち 90 日を限度として支払われる。）

2.賠償責任保険

(1) 担保範囲

被保険者である PTA が PTA 管理下において下記の事由が発生したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

- イ. PTA 活動の遂行により生じた偶然な事故により、第三者(PTA 会員含む。)の身体に傷害を与えたり、第三者の財物を損壊することに基づき負担する損害賠償責任。
- ロ. PTA 活動の遂行において、第三者から借用したスポーツ用品・備品等の財物(保管物といいます。)を使用、管理中に PTA 会員または児童・生徒がその所有者に対して負担する損害賠償責任。

(注1) PTA 管理下とは、PTA が指揮、監督及び指揮下において、PTA 活動を行っている間をいうものとする。ただし、構成員である PTA 会員及び園児・児童・生徒が PTA 活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は PTA 管理下には含まない。

(注2) PTA 活動とは、日本国内において園児・児童・生徒の健全な成長をはかるという目的にそって PTA が企画・立案し主催する学習活動及び実践活動で PTA 総会、運営委員会など PTA 会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいうものとする。

(2) 支払われる保険金

- ① 損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料等)
- ② 損害発生、拡大防止の費用
- ③ 求償権保全費用
- ④ 緊急措置費用
- ⑤ 争訟費用
- ⑥ 保険会社への協力費用

(3) 対象となる活動

PTA が主催・共催及び後援するすべての行事活動

(4) 支払われる保険金(支払い限度額)

イ. PTA 活動の遂行に伴う賠償事故

対人賠償	1名につき	2000万円
	1事故につき	1億円(自己負担額1事故につき1000円)
対物賠償	1事故につき	3000万円(自己負担額1事故につき1000円)

ロ. 保管物に関わる賠償事故

	1事故につき	10万円(自己負担額1事故につき5000円)
	期間中につき	2000万円

ハ. 提供飲食物危険補償特約セット

上記、対人賠償と同額

(注) PTA 会員及び園児・児童・生徒へ損害賠償金が支払われる場合、傷害保険もプラスして支払われます。

細 則

(事故発生の時)

1. 保険の対象となる可能性のある事故が発生した場合は、小中高等学校は教頭先生、幼稚園・こども園は園長先生が総会資料に添付の事故報告書に記入の上、速やかに事務局までFAXしてください。

(安全会に必要なもの)

2. この安全会は、損害保険と賠償責任保険の2つから成りたっており、加入は単P単位になっています。毎年5月末日までに(6月1日保険契約のため)下記の①～④を準備の上、市P連事務局へ届けてください。

- ① 会員数(5月1日現在)と園児・児童・生徒数がわかるもの(代議員名簿等)
- ② 役員名簿
- ③ 年間活動計画表
- ④ 会費は1世帯当たり70円

以上をそろえて、指定された期日までにご提出ください。(②③については、総会資料の代用可)

(会員名簿について)

各単Pで作成し、保管してください。提出の必要はありませんが、大きな事故やケガが起きた場合に、在籍を確認させていただくことがあります。

年度途中で転入があった場合は、各単Pで名簿に加えてください。市P連への報告は必要ありません。

付 則

平成11年5月28日より実施する。

平成14年5月28日一部削除。(4)

平成26年5月28日一部改正。

令和2年4月1日一部改正。

奈良市PTA連合会安全会事務局

奈良市三条本町1-80

TEL 35-6388

契約保険会社 AIG 損害保険